

## 自然公園等事業の現状と今後の方向について

(懇談会事務局による中間整理表)

## 【前提】

- 平成 6 年度に公共事業化し、平成 15 年度で 10 年。国民が自然に「学び」、自然の中で「体験し」、自然とともに心地よく「時を過ごす」ことができるよう、自然とのふれあいの場のネットワークの形成を目指して事業を実施。
- 公共事業費縮減の流れの中で、予算は減少傾向にあり、必要な分野、地区への事業費配分の重点化、事業評価制度の導入、コスト縮減といった取組が求められている。

分類	テーマ	方針
基本的考え方	・事業の特性、進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備・管理の対象に工作物のみならず自然環境を含む考え方が重要</li> <li>・社会資本としての自然環境のポテンシャルを高める事業を積極的に評価</li> <li>・自然の側に主体をおき、整備済か否かよく分からないような丁寧な整備の手法や仕組みが必要</li> <li>・すぐれた自然の風景地における事業であることから、効率性、経済性、迅速性の観点にとらわれすぎず、特に次の点に留意               <ul style="list-style-type: none"> <li>地形等の自然条件を尊重した施設規模・構造の決定</li> <li>地域特性を踏まえたデザインや使用材料により質の高さを追求</li> </ul> </li> <li>慎重な事業の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の認識と今後の基本的方向</li> <li>・ソフト施策との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化施設の改善や、総合的、広域的な視点で策定した整備計画に基づく地区の整備は一定の成果</li> <li>・今後、環境対策の徹底、自然を活かした学習の場の確保、くつろぎの場の確保、誰もが利用できる場の確保、の4つを事業の基本的方向として実施</li> <li>・具体的には、特に次の課題に対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>山岳地域における適正なし尿処理、歩道と周辺植生の荒廃の防止</li> <li>交通渋滞、廃棄物等による環境負荷の低減</li> <li>環境学習、自然体験の場としての利用の促進</li> <li>利用拠点地区の魅力の向上</li> <li>外国人利用者、障害者利用者への対応</li> </ul> </li> <li>・自然を体験し、理解する子供たちを育てるため、インタープリターの確保など、ハード整備に立ち遅れているソフト施策を拡充</li> </ul>
基本計画論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の低減と整備地区の選定</li> <li>・利用拠点の魅力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱な自然環境を有する山岳地等における環境負荷の低減を図るため、規制的手法の導入とあわせ、公園区域外も含め、利用動線計画やトイレ等の施設の配置・内容を広域的に検討</li> <li>・施設規模が大きくなりがちな車椅子対応の歩道について、対応すべき地区や利用の仕方に係る考え方を明確化</li> <li>・廃墟化した施設の撤去等による用地の確保と緑地化、広場化、気軽に利用できる散策路等の整備を推進</li> </ul>

<p>施設計画・設計論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観と調和した施設デザイン</li> <li>・新たな課題に対応した技術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然条件や自然景観と調和した歩道整備技術の向上</li> <li>・自然景観と調和した駐車場や車椅子対応の歩道デザイン等に係るガイドラインの策定</li> <li>・環境負荷低減のため、地域材の調達、現場石材の活用、緑化に係る在来種の使用などに配慮し、積極的にアピール</li> <li>・山岳トイレのし尿処理技術の評価、普及を促進</li> <li>・民間施設の集中する利用拠点を活性化</li> <li>・外国人利用者に対応したサインのあり方を調査検討</li> </ul>
<p>制度論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出対象経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省所管地からの移転に際して補償を検討</li> </ul>
<p>事業実施の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体</li> <li>・事業計画の総合性、広域性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方が連携、協力して整備することを原則に、直轄事業については、利用調整地区等の導入に併せ、その対象を一部拡大するなど、地域の努力に応え積極的に展開</li> <li>・その際、自治体毎の整備進捗の較差が大きいため、新しい公共事業の理屈を整理し、直轄事業を増やす必要</li> <li>・また、地方に対し、既存ストックの活用も含めた広域的計画を策定し、整備する場合の計画調査費、用地・補償費などを支援し、連携協力を強化</li> </ul>
<p>その他</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率性、経済性、迅速性の追求という要請に対し、自然条件や地域特性を踏まえた規模・構造、デザインや使用材料の質の高さの追求、慎重な事業の実施といった配慮は、他の公共事業にも通じるとの認識のもと、環境保全の観点から環境省として主張することを考慮</li> </ul>